

転出

朝来市から引越しされる方へ

新しい住所地にお住まいになる**14日前**からお手続きできます。

《転出届に必要なもの》

・代理の方が手続きするときは「委任状」

(転出前の住所において、転出する方と同一世帯の方がお手続きされる際は「委任状」は不要です。)

・本人確認書類

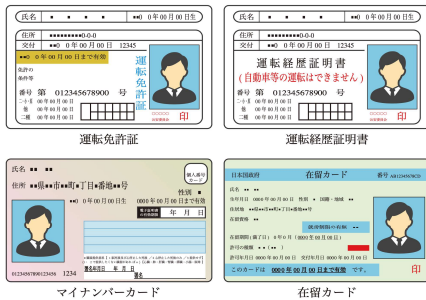
注意

①1点で本人確認できるもの

官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳

その他官公署発行の免許証、許可証など



②本人確認に2点必要なもの

各種受給者証

健康保険資格確認書

年金手帳

介護保険証

学生証

公立病院の診察券

など

※代理人の方が手続きするときは、代理人の方について本人確認致します。

☞ 書かない窓口システムを使ってみませんか？

市民課、各支所窓口で手続きにお越しになる前に、届書をスマートフォンなどで作成することにより、窓口での手続き時間を短くすることができます。

住所異動の届書のほか、児童手当の申請書類のうち、一部の書類をご自宅等で作成することができます。

→事前申請フォーム <https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/6/19695.html>



☞ マイナンバーカードで転出手続きができます

マイナンバーカードをお持ちの方で、有効な署名用電子証明書を設定している方は、スマートフォン等で転出手続きができます。

転出手続きに市役所窓口に行く必要が無いため、大変便利です。

※ただし、転入手続きは必ず転入先自治体の窓口で手続きする必要があります。

→デジタル庁HP <https://digital-gov.note.jp/n/n081c378de9b6>



朝来市役所

市民課 ☎079-672-6120

生野支所 ☎079-679-2240

山東支所 ☎079-676-2080

朝来支所 ☎079-677-1165

開庁時間 8時45分～16時45分

(時間外及び土日祝日、年末年始の閉庁日はお手続きできません)

【 転出 】 手続きチェックシート

※ 必要な書類が揃わない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	朝来市の担当課
住所・印鑑	マイナンバーカードをお持ちの方		住所変更の手続きを転入先市区町村で行ってください。※暗証番号必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課
	→国外へ転出される方	・継続利用の手続き 支所手続き可	・マイナンバーカード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	朝来市で印鑑登録をしておられた方		※転出日をもって朝来市での印鑑登録が抹消されます。 必要な方は、転入先住所地であらためて印鑑登録をしてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	朝来市の担当課
医療保険・年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・「資格情報のお知らせ」または「資格確認証」の返却 支所手続き可	・「資格情報のお知らせ」または「資格確認証」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課
	後期高齢者医療制度に加入している方	・保険証の返却 支所手続き可	・後期高齢者医療保険証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	→75歳以上の方で、兵庫県外へ転出する方	・負担区分等証明書の発行 支所手続き可	朝来市で発行された負担区分等証明書を、 転入先 市区町村で提示してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	各種認定を受けている方	・各種認定書の返却 支所手続き可	・限度額適用認定証 ・限度額適用、標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
年金を受給中の方	特にお手続きはありません		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	朝来市の担当課
介護	65歳以上の方で、要介護認定を受けていない方			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高年福祉課
	→現時点で介護サービスを使う予定の無い方	特にお手続きはありません。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	→新たな住所地で、直ちに介護サービスを使う方	要介護認定などの相談・手続き	朝来市の高年福祉課で受けた説明に基づき、必要な手続きを 転入先 市区町村で行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定を受けている方、介護サービスを使っている方	要介護認定継続などの相談・手続き		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	朝来市の担当課
障害	障害者手帳等をお持ちの方	特にお手続きはありません。 ※施設入所の方は、転出前に朝来市の担当課でご相談ください。	住所変更等の必要な手続きを 転入先 市区町村で行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会福祉課
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	特にお手続きはありません。 ※施設入所の方は、転出前に朝来市の担当課でご相談ください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	障害児福祉手当、特別障害者福祉手当、経過措置福祉手当を受給していた方	特にお手続きはありません。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	・受給者証の返却又は有効期間の変更 支所手続き可	・重度心身障害者医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	朝来市の担当課
子育て	小学生・中学生のお子さん	・転校手続き (各学校で直接お手続きする必要があります。)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ほか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校教育課
	0～高校生のお子さん	・児童手当の資格消滅申請 ※公務員世帯の方は勤務先で住所変更手続きなど必要な手続きをしてください。 市民課・支所手続き可	転入日の翌日から起算して15日以内に、転入先の市区町村で認定申請の手続きをきしてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援課
		・乳幼児・こども医療費受給者証の返却または有効期間の変更 支所手続き可	・乳幼児・こども医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課
		・予防接種の確認	利用できる制度や、必要なお手続きについて、転入先市区町村でご相談ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健幸づくり推進課
	0歳～就園前のお子さん	・在宅で育児をされる方（在宅保育支援金）の相談		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援課
	こども園・保育園に入園されている方	・退園手続き ※担当課又は入園中のこども園、保育園へご相談ください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	こども園課
	転出後も同じ園に継続して入園を希望する方	・こども園利用についての相談 ※必ず、担当課に事前にご相談ください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	学童クラブを利用している方	・学童クラブ退所の連絡 ※担当課又は利用中の学童クラブへご連絡ください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校教育課
	特別児童扶養手当を受給していた方	・住所変更届 支所手続き可	住所変更等の必要な手続きを転入先市区町村で行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会福祉課
	ひとり親家庭等に該当する方			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
母子家庭等医療費助成を受給されていた方	・母子家庭等医療費受給者証の返却又は有効期限の変更 支所手続き可	・母子家庭等医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課	
児童扶養手当を受給されていた方	・転出届 市民課・支所手続き可	必要な手続きを転入先市区町村で行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援課	
妊娠中の方	特にお手続きはありません。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	朝来市の担当課
上下水道	上下水道の使用を中止する	・閉栓の相談 市民課・支所手続き可	・担当課でご相談ください（既にご相談済みで届出のみの方は、市民課又は支所でお申し出ください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道お客さまセンター
	井戸の使用人数が変わるとき		・担当課へご連絡ください。 (☎079-676-2081)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	浄化槽の使用を中止する	・使用中止届	・担当課でご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	クリーンセンター 和田山事業所

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	朝来市の担当課
その他	移住支援を受けたい方	・移住支援金の相談		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民協働課
	犬を飼っている方	特にお手続きはありません。	必要な手続きを転入先市区町村で行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課
	原付バイク・小型特殊・ミニカーを所有している方	・廃車申告	・担当課で手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税務課
	朝来市に土地や家屋をお持ちの方	・納税管理人のご相談	・担当課でご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	転居に伴いケーブルテレビシステムの名義を変える方 使用をやめる方	・名義変更の届 ・休止届 市民課・支所手続き可	・担当課でご相談ください（既にご相談済みで届出のみの方は、市民課又は支所でお申し出ください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	CATVセンター
	市営住宅を退去する方		・担当課でご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都市政策課

【各担当課の電話番号】

市民課（市民係、国保医療係、環境推進室） ☎079-672-6120（本庁舎1階）
生野支所 ☎079-679-2240（生野仮庁舎1階）
山東支所 ☎079-676-2080（山東庁舎1階）
朝来支所 ☎079-677-1165（朝来庁舎1階）
高年福祉課 ☎079-672-6124（本庁舎2階）
社会福祉課 ☎079-672-6123（本庁舎2階）
学校教育課 ☎079-672-4930（本庁舎4階）
子育て支援課 ☎079-666-8103（朝来市保健センター）
健幸づくり推進課 ☎079-672-5269（朝来市保健センター）
こども園課 ☎079-672-4933（本庁舎4階）
上下水道課 お客さまセンター ☎079-676-2081（山東庁舎1階）
クリーンセンター和田山事業所 ☎079-672-4500
CATV（ケーブルテレビ）センター ☎079-677-1044
市民協働課 ☎079-672-3065
都市政策課 ☎079-672-6127